

# 京都府立南陽高等学校PTA会則

## 第1章 総 則

(名称)

**第1条** 本会は、京都府立南陽高等学校PTA（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

**第2条** 本会の事務所は、京都府立南陽高等学校内に置く。

(目的)

**第3条** 本会は、教育に対する会員の理解を深め、教養を高めることを目指すとともに、学校・家庭及び地域社会の教育的環境等を改善し、教育の向上を図ることを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び教養に関すること。
- (2) 生徒の教育的環境の改善に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

(性格)

**第5条** 本会は、第3条に掲げる目的の遂行を本旨とする団体であり、他のいかなる団体の干渉や支配も受けない。

(会員)

**第6条** 本会の会員は、本校（附属中学校を含む）に在籍する生徒の保護者及び教職員とする。

## 第2章 機 関

(役員)

**第7条** 本会に次の本部役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 庶 務 3名
- (4) 会 計 2名

ただし、庶務・会計のうち各1名は、教職員より選出する。なお、校長・副校長はすべての役員会に出席して意見を述べるができる。

(本部役員の任務)

**第8条** 本部役員の任務は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務の総括、総会・幹事会・委員会及び各委員会の招集、その決議事項の執行を行う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代理する。
- (3) 庶務は本会の庶務及び記録に当たる。
- (4) 会計は本会の会計事務に当たる。

(委員会・専門部)

**第9条** 本会に次の委員会及び専門部を置く。

- (1) 学年委員会
- (2) 専門部  
・広報部 ・生活交通指導部 ・文化部 ・保健体育部 ・進路部
- (3) その他必要と認められるもの。

(委員会・専門部の構成と任務)

**第10条** 委員会及び専門部の構成と任務は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 学年委員会は、各学年毎に各学級から選出された2名の学年委員（附属中学校においては全学年の各2名の学年委員）をもって構成し、主として学級・学年間の連絡及び各学年における必要なPTA活動を行う。
- (2) 各専門部は学年委員が兼務し、それぞれの分野でPTA活動を行う。

(学年委員の選出)

**第11条** 学年委員の選出は、立候補、推薦、または選挙により行う。

(本部役員・委員の選出)

**第12条** 1 役員選出委員会を組織する。

- 2 役員選出委員会の委員は、幹事会で選出する。
- 3 役員選出委員会は、会長・副会長・庶務・会計・監査委員の選出を行い、総会に報告する。
- 4 役員選出委員会の委員は、学年委員の選出と、各専門部の構成をつかさどる。

(幹事会)

**第13条 1** 本会に幹事会を置く。

2 幹事会は、第7条に規定する役員と、高校各学年委員会の正・副委員長、中学校全学年委員会の正・副委員長及び各専門部の正・副部長をもって構成し、本会活動の計画の立案・予算案の作成・学年委員会、各専門部の総括に関する事、その他本会の執行に関する事を処理する。

(役員・委員の任期)

**第14条** 役員・委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

**第15条 1** 総会は、役員を選出及び会計・会務の報告を受け、会則の改正、予算の決定及び承認、その他の事項を審議し、決定する。

2 総会は、1会計年度1回以上開催し、定足数は会員総数の3分の1（委任状を含む）とする。

3 議案は出席会員（委任状を含む）の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 総会の議長は、役員外より選出する。

5 総会を開くときは、5日前までに議案を全会員に通知しなければならない。

6 総会は、役員会または幹事会が必要と認めたとき、また、会員の10分の1以上の請求があったとき、臨時総会を開くことができる。

(会計監査)

**第16条 1** 本会に監査委員2名を置く。

2 監査委員は、総会時に報告する。

3 監査委員は、その年度の会計監査を行い、その結果を総会に報告する。

### 第3章 会 計

(経費)

**第17条** 本会の経費は、会費その他の収入による。

(会費)

**第18条 1** 本会の会費は、一世帯あたり月額500円とし、年2回（4月と9月）に分けて納める。

2 特別の事情により、臨時会費を徴収する必要がある場合は、総会で承認を得てこれを徴収することができる。

3 特別の事情により、会費の全部または一部の免除の申し出があるときは、幹事会に諮り、これを決定する。

(会計年度)

**第19条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第4章 会則の改廃

(会則改正)

**第20条** この会則の改正は、総会出席者（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を要する。

(細則の制定)

**第21条 1** この会則に定めのないものは、幹事会において細則を制定することができる。

2 細則を制定・改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、昭和61年6月6日から施行する。

この規約は、平成元年6月17日から施行する。

この会則は、平成2年6月2日から施行する。

この会則は、平成3年6月8日から施行する。

この会則は、平成3年11月1日から施行する。

この会則は、平成5年2月5日から施行する。

この会則は、平成7年4月1日から施行する。

この会則は、平成8年6月2日から施行する。

この会則は、平成11年6月5日から施行する。

この会則は、平成18年6月7日から施行する。

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

## 細 則

(本部役員・委員の選出)

会則第12条の運用については、次によるものとする。

### 1 第1・2項関係

役員選出委員会委員は、高校3年生の幹事会メンバーで構成する。

### 2 第3項関係

(1) 新年度の本部役員の選出は、役員選出委員会の推薦、又は現年度の本部役員・学年委員の互選により選出する。ただし、互選による場合には、選出権・被選出権とも高校1・2年生及び中学校の役員・委員とし、高校1・2年生及び中学校に在籍のある高校3年生の役員・委員を含むものとする。

(2) 会長及びそれぞれの役職には、(1)により選出された本部役員で互選する。

(3) 上記の選出は、3月末日までとする。

### 3 第4項関係

(1) 学年委員選出に当たって、立候補、推薦がないときは選挙を行う。

(2) (1)の選挙では、前年度学年委員に○印をつける。

(3) 学年委員選出後、委員に事故あるときは、総会までを期限として、選挙で次点の人を欠員補充とする。

(4) 新役員は、新年度の学年委員及び委員長・副委員長の選出、各専門部の構成、部長・副部長の選出に立ち会うものとする。

(役員・委員の任期)

会則第14条の運用については、次によるものとする。

1 本部役員を2期連続経験した会員は、翌年から2年間、本部役員を辞退できるものとする。

2 学年委員を1期経験した会員は、選出時の対象生徒が在学中の期間に限り、翌年から2年間、学年委員を辞退することができる。

3 辞退の申し出期間は1月8日から1月31日までとし、会長宛文書(書式任意・記名押印したもの)により、各年度毎に申し出るものとする。

(総会)

会則第15条の運用については、次によるものとする。

### 1 第1項関係

自然災害や感染症等の特別な事情により、集合形式での総会開催が困難な場合には、適切な手段を用いて承認を求めることができる。

平成10年6月6日 細則の制定・改正

平成15年4月1日 細則の改正

平成25年4月1日 細則の改正

平成30年4月1日 細則の改正

令和2年4月1日 細則の改正

## P T A 慶弔規程

**第1条** 京都府立南陽高等学校P T Aの規約の趣旨に基づき、本規定を設ける。

**第2条** 会員及び生徒の慶弔は、次の基準による。

(1) 会員及び生徒の死亡

香料 5,000円と供花料(一對、時価)

(2) その他必要と認めるときは、役員会で協議し決定する。

**第3条** 会員及び生徒が、火災・水害・交通事故等の災害にあった場合には、役員会で協議し、見舞金の額を定める。

**第4条** この規程の改正は、P T A規約の改正の方法に準じる

## 付 則

この規程は、昭和61年6月6日から施行する。

この規程は、平成10年6月6日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

ただし、本校職員の転退職に係る慶弔費については、平成24年度以前から在職している者について改正前の規程を準用し平成24年度末まで在職していたとして計算の上、平成26年3月に支給する。

## 京都府立南陽高等学校 教育後援会会則

(名称)

**第1条** 本会は、京都府立南陽高等学校教育後援会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

**第2条** 本会の事務所は、京都府立南陽高等学校内に置く。

(目的)

**第3条** 本会は、会員が協力して本校（附属中学校を含む）の教育活動を後援し、その振興と発展を図ることを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本校教育活動の振興・援助に関すること。
- (2) 本校生徒の部活動の振興・援助に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

(会員)

**第5条** 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者
- (2) 本会の目的に賛同する者

(役員)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長2名、庶務3名、会計2名
- (2) 理事 若干名

ただし、庶務・会計のうち各1名は、教職員より選出する。なお、校長・副校長はすべての役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

**第7条** 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括し、総会、役員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- (3) 庶務は、本会の事務をつかさどる。
- (4) 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
- (5) 理事は、事業計画の立案及び議決事項の執行にあたる。

(会計監査)

**第8条** 本会に会計監査2名を置き、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員等の選出)

**第9条** 役員等の選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員及び会計監査は、本校PTAの役員及び会計監査があたる。
- (2) 理事は、学校代表者若干名があたる。

(総会・役員会)

**第10条** 総会・役員会については、次のとおりとする。

- (1) 総会は会計・会務の報告を受け、予算の決定及び承認、その他事項を審議し、決定する。
- (2) 総会は、1会計年度1回以上開催し、定足数は会員総数の3分の1以上（委任状を含む）とする。
- (3) 役員会 役員で構成し、本会の常務及び緊急事項を審議し、執行する。役員会は構成員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

(経費)

**第11条** 本会の経費は、会費その他の収入による。

(会費)

**第12条** 本会の会費は、月額500円とし、年2回（4月と9月）に分けて納める。特別の事情により会費の免除の申し出のあるときは、役員会の議を経てこれを決定する。

(会計年度)

**第13条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則改正)

**第14条** 本会会則の変更は、総会の決議による。

附則

本会会則は、平成25年4月1日から施行する。

本会会則は、平成30年4月1日から施行する。